



鳥取県公報

平成 26 年 11 月 11 日(火)
号外第 103 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 条 例 鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (50) (会計指導課) 3

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 歯科技工士国家試験の実施主体が知事から厚生労働大臣に変更されることに伴い、当該試験に係る手数料を定める規定について所要の改正を行う。
- (2) タクシーメーターの検定に係る検査が廃止されたことに伴い、当該検定に係る手数料を定める規定について所要の改正を行う。
- (3) 宅地建物取引業法の一部改正に伴い、同法の用語を引用する規定について所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 歯科技工士国家試験の実施及び歯科技工士国家試験合格証明書の交付に係る手数料を廃止する。
- (2) 特定計量器の検定に係る手数料の額を定めた規定中タクシーメーターの検定に係る手数料を廃止する。
- (3) 宅地建物取引業法の規定に基づく事務に係る手数料の額を定めた規定中「宅地建物取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成27年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

条 例

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年11月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第50号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																						
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(44) 略</p> <p><u>(45)及び(46) 削除</u></p> <p>(47)～(178の2) 略</p> <p>(179) 計量法（平成4年法律第51号）第16条第1項第2号イの規定に基づく特定計量器の検定 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（<u>1</u>の項<u>(1)</u>）に掲げる特定計量器のうち、最小の目盛（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下同じ。）又は表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。以下同じ。）がひょう量の1万分の1未満のものにあつては、同表の右欄に定める額の2倍の額)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">区分</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1</u> 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>2</u> 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>3</u> 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>4</u> 略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(180)～(306) 略</p>	区分	金額	<u>1</u> 略	略	<u>2</u> 略	略	<u>3</u> 略	略	<u>4</u> 略	略	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(44) 略</p> <p><u>(45) 歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条第1項の規定に基づく歯科技工士国家試験の実施 1件につき36,000円</u></p> <p><u>(46) 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第16条の規定に基づく歯科技工士国家試験合格証明書</u> <u>の交付 1件につき3,000円</u></p> <p>(47)～(178の2) 略</p> <p>(179) 計量法（平成4年法律第51号）第16条第1項第2号イの規定に基づく特定計量器の検定 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（<u>2</u>の項<u>(1)</u>）に掲げる特定計量器のうち、最小の目盛（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下同じ。）又は表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。以下同じ。）がひょう量の1万分の1未満のものにあつては、同表の右欄に定める額の2倍の額)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">区分</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1</u> タクシーメーター</td> <td><u>1個につき550円</u></td> </tr> <tr> <td><u>2</u> 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>3</u> 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>4</u> 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>5</u> 略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(180)～(306) 略</p>	区分	金額	<u>1</u> タクシーメーター	<u>1個につき550円</u>	<u>2</u> 略	略	<u>3</u> 略	略	<u>4</u> 略	略	<u>5</u> 略	略
区分	金額																						
<u>1</u> 略	略																						
<u>2</u> 略	略																						
<u>3</u> 略	略																						
<u>4</u> 略	略																						
区分	金額																						
<u>1</u> タクシーメーター	<u>1個につき550円</u>																						
<u>2</u> 略	略																						
<u>3</u> 略	略																						
<u>4</u> 略	略																						
<u>5</u> 略	略																						

<p>(307) 宅地建物取引業法第16条第1項の規定に基づく<u>宅地建物取引士資格試験の実施</u> 1件につき7,000円</p> <p>(308) 宅地建物取引業法第18条第1項の規定に基づく<u>宅地建物取引士の登録</u> 1件につき37,000円</p> <p>(309) 宅地建物取引業法第19条の2の規定に基づく<u>宅地建物取引士の登録の移転</u> 1件につき8,000円</p> <p>(310) 宅地建物取引業法第22条の2第1項又は第5項の規定に基づく<u>宅地建物取引士証の交付</u> 1件につき4,500円</p> <p>(311) 宅地建物取引業法第22条の3第1項の規定に基づく<u>宅地建物取引士証の有効期間の更新</u> 1件につき4,500円</p> <p>(312)～(328) 略</p> <p>2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。</p> <p>(1)～(16) 略</p> <p>(17) 宅地建物取引業法第16条の2第1項の規定により国土交通大臣の指定する者に<u>宅地建物取引士資格試験の実施</u>に関する事務を行わせる場合における前項第307号の手数料 <u>宅地建物取引士資格試験の実施</u>に関する事務を行う者</p>	<p>(307) 宅地建物取引業法第16条第1項の規定に基づく<u>宅地建物取引主任者資格試験の実施</u> 1件につき7,000円</p> <p>(308) 宅地建物取引業法第18条第1項の規定に基づく<u>宅地建物取引主任者の登録</u> 1件につき37,000円</p> <p>(309) 宅地建物取引業法第19条の2の規定に基づく<u>宅地建物取引主任者の登録の移転</u> 1件につき8,000円</p> <p>(310) 宅地建物取引業法第22条の2第1項又は第5項の規定に基づく<u>宅地建物取引主任者証の交付</u> 1件につき4,500円</p> <p>(311) 宅地建物取引業法第22条の3第1項の規定に基づく<u>宅地建物取引主任者証の有効期間の更新</u> 1件につき4,500円</p> <p>(312)～(328) 略</p> <p>2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。</p> <p>(1)～(16) 略</p> <p>(17) 宅地建物取引業法第16条の2第1項の規定により国土交通大臣の指定する者に<u>宅地建物取引主任者資格試験の実施</u>に関する事務を行わせる場合における前項第307号の手数料 <u>宅地建物取引主任者資格試験の実施</u>に関する事務を行う者</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第16条の規定に基づく歯科技工士国家試験合格証明書の交付については、1件につき3,000円の手数料を徴収する。